



なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

質問といたしまして、老人健康医療費の拠出金について、これは本会議の説明では加入者補助率の確定でこうなったといたうことだが、当初予定したものよりもお年寄りの医療費の割合が少なくなったためと考へて、いのかとの質問に對しまして、拠出金だが、当初、調整率が一・〇九だったが、これも指示による調整率で試算し、当初予算で計上したわけだが、この五十八年度の拠出金の額が確定ではなく二年サイクルで^{精算}精算されるわけだが、ここでまた概算決定額を見ると調整率が一・〇五四五五になつて決定している。したがつて、医療費案分ではプラス、加入者案分がマイナスになつてあり、当初との比較では一千五百九十六万三千円のマイナスということになつておるとの説明の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。
審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第八十四号は、

委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第七 議案第八十五号 昭和五十八年度福生

市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長

から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十五号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この二号補正は予算額歳入歳出それぞれ七千五百七十四万七千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ二十三億七千五百万円と定めようとするものでありまして、理事者の説明があった後、質疑に入りしました。

受益者負担金の百六十四万七千円の増収見込みがついたと言いますが、どういうことか。

それから、一般会計からの繰入金が幾らになっているか。

ハページの昭島十九号幹線の築造工事で減額して、十九号幹線の負担金は総体的に幾らになるのかの質問に対して、受益者負担金の関係は当初の収入見込みの率よりも現在納入が非常に早く実績がよくなり

九〇%を現年度として収入が見込める。

次に、第二点目の繰入金総額は四十九年度から五十七年度までが三十三億二千四十万円になった。

それから、昭島十九号幹線の負担金の減額ですが、四千六百十万七千円であり、参考までに、昨年度が一千四百七十九万九千円で、今年度は三千五百六十二万八千円であるとの説明がありまして、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御可決くださいますようお願い申し上げて、報告いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第八十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第八議案第八十六号 昭和五十八年度福生市

受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十六号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千九百万円を減額して

歳入歳出それぞれ五億百四十四万円とするものであるとの説明があり、受託水

道事業費の中の配水費一千九百万円の減額は下水道関係の配水管の移

設工事であったが、移設しないでよくするための減額であるとの説明がありました。

委員より、設計委託の前に配水管移設工事があれば補正の必要がな

いのではないか。わからなかったのかとの質問がありまして、所長より答弁があり、

設計は概算設計であり一般会計の予算に毎年八月に前年度の下水道

と事業量等を検討してメートル当たり幾らという出し方をするので当初

の予算とは若干見込み違いであるとの答弁があり、お諮りしましたところ全

員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げまして、

報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終ります。

これより議案第八十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第九 議案第八十七号 昭和五十七年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

○三番(村野和一郎君) この際、動議を提出いたします。

本案についてはすでに特別委員会におう十分審議がなされており、
すので、委員長長の報告及び質疑を省略されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は委員長長の報告及び質疑を省略
されたこの日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって委員長長の報告及
び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から
発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第八十七号 昭和五十七年度福生市一般会
計決算認定について、日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたし
ます。

昭和五十七年度は政府が臨調答申に基づき地方自治体と国民に大き

な負担を押し進めてきた年度でござります。東京郡も財政再建の名のもとに市町村と郡民に大きな負担を強いてまいりました。

このようなもとで市当局は市民生活を守る立場で行政を押し進めねばならぬと考へます。しかし、基地交付金を見ても市内の基地被害を考へるときにとうてい認められるものではありません。国の予算が抑えられているからという理由で基地交付金が少ないということは市民にとって納得できるものでありません。市長は昭和五十七年度の施政方針の中で国や郡に対し補助金等の財源確保と受益者負担の適正化等による財政基盤の確立に努めると言われています。しかし、国や郡に対して基地交付金一つを例にとってみてもわかりやすく、政府の方針を理解を示しながら、市民生活に直撃を与え、受益者負担の増額を押し進めていきます。

五十七年度当初予算審議のときにも指摘しましたように、保育料の平均三五%の大幅値上げを初め社会教育施設関係の使用料の値上げや学童保育への父母負担の導入など容赦なく市民に負担を押しつけま

した。特に保育料の値上げは言うまでもなく所得が上がれば保育料は上がる仕組みになっている関係から保育園を利用する市民の生活は苦しくなっています。

当五十七年度一般会計決算は、福祉の施策で福祉タクシーなど若干の事業もありましたが、基本的には受益者負担の名のもとに、市民生活に直結する部分での大幅な住民負担を押しつけ市民生活をますます苦しくさせた年度でした。財政的に見ましても三億四千万円ものお金を財政調整基金に積み立てるなど、まさに田村市政は福祉関係には力を入れられない市民には冷たい市政だと指摘せざるを得ません。

このような政治姿勢が貫かれました当決算の認定につきまして私は反対するものであります。

五十九年度の予算編成に当たっては福祉の充実を図り、市民生活擁護に力を入れることを強く要望いたしまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(田村市郎君)

次に、賛成者 二十二番 村尾栄次君。

(二十二番 村尾栄次君登壇)

○二十二番(村尾栄次君) 昭和五十七年度福生市一般会計決算について、賛成の立場より討論を行います。

国は厳しい財政運営を行政改革にその打開策を求め、地方財政を圧迫し年ごとに厳しさを増大させている中での当市の五十七年度予算執行に当たっては非常に厳しい状態にあったことは皆様御承知のことと思われ

ます。

このことから決算状況は対前年度比において、歳入で二・五%、歳出では二・三%と、それぞれ減少となっておりますが、福祉行政の推進、教育施設を初めとする公共事業の促進、施設の効率的運営等、当初予定された施策がおおむね所期の目的を達成されたものと思われます。財政運営面においては具体的には決算審査意見書に述べられておりますが、歳入の主たる税の順調な伸びに対し、財政構造の目安をあらわす経常収支比率がわずかながら上がったことは今後の財政運営上、考慮すべき点であり、今後、さらに一層の経常経費の抑制と財源確保には

一層努力を期待するものであります。

しかしながら、自主財源に乏しい当市の財政状況にもかかわらず、将来に備えて当年度新設した財政調整基金への積立金三億四千万円を初めとして総額五億四千二百万円の積み立てをするるとともに約一億二千八百万円の繰越金があったことは、まことに心強いものであります。

厳しさを増す経済状況を考慮し、今後、さらに行政水準の向上に向け、都市生活基盤の整備に努めるとともに、理事者を初め職員におかれましては、効率的財政運営に当たるように努められんことをお願いいたします。私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で討論は終わります。

これより議案第八十七号について起立により採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。 ようて議案第八十七号は、委員長の報告どおり認定されました。(議長、議事進行と呼ぶ者あり)

○二十四番(関 米吉君) このときに大変恐縮ですけれども、暫時休憩でございます。願いたいと思います。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午前十一時十六分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど承認いたしました陳情書の取り下げ願について局長から発言をいただきます。

○議会事務局長(森田 進君) 大変貴重なお時間をいただきまして恐縮でございます。

先ほど御承認いただきました日程第一の陳情書の取り下げ願について

事務局の手違いにより若干プリントのミスがございましたので御訂正方を願っています。

タイトルでございますけど、取り下げ願の中で郡宮武蔵野台団地(仮称)建設計画に関する陳情書となっておりますが、これを、郡宮武蔵野台二丁目団地(仮称)建設計画に関する陳情書という形で御訂正を願いたいわけでございます。

よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長(田村市郎君) ただいま局長から発言がありましたとおり訂正することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて、ただいまの発言のとおり訂正することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十 議案第八十八号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本会木については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございしたので議案第八十八号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

議案木の説明は省略しておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、不納税損額の内容について、保健施設費の考え方について。

五十七年度の保険税の値上げ分について。

これらの質問にしまして、まず、不納税損の額だが、最高は十七万二千

六百六十円であり、最低は二十円である。区分して見ると転出、死亡、職

権消除、その他の喪失によるものである。

保健施設費の保養所施設にうだが、利用者が少なく五十七年度において

は一世帯で四人だけであった。いまの国保の規模ではいままでの内容でPR

をしながら利用していただくのが精いっぱいと考えている。

また、保険税の値上げ分だが、税率改定に伴って、所得割においては

三・三八と三・二の差で一千九百九十二万六千円である。それと、均等割、平等

割においては両方合わせて約一千四百万円程度となるとの説明の後、お諮り

いたしましたところ賛成者多数で原案を認定いたしました。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者が発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

議案第八十八号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたします。

昭和五十七年度の国保会計は保険税の所得割額の見込みが二・五%も減額したことによって税率改正を九・四%行い、市民生活を圧迫してきたものです。自民党政府の行政改革のもとで福祉、教育予算を切り捨てた政治の中で、国保税の値上げは国保加入者の生活を厳しくしたものとしてきました。しかも国民健康保険制度は昭和三十六年に国が国民皆保険ということを提唱し、実施したものです。これまでも国民健康保険制度は、国民の命と暮らしを守る上で大きな役割りを果たしてきました。このような国民健康保険制度に対し、国の責任を明らかにし、さらに充実されることばいふ求められているのではないでしうか。

国保会計は医療費との関係があることは御承知のとおりです。福生市の医療費は二十六市平均よりも低いものとなっています。医療費が低ければそれにかかわる保険税も低くてよいのではないでしうか。市内の

国保加入者はそれぞれみずからの健康管理を行い、医療費を抑えてきています。しかも、保険税の所得割額が二・五%も減額したということは国保加入者の所得が減っているということであり、所得が減って生活が苦しくなっている現在、保険税の減額を取り戻すために今のまま保険税の税率を改正し、市民に大きな負担増を強いたこのような昭和五十七年度の国保会計決算につきまして賛成できるものではありません。

また、税率改正の条例改正のときにも申し述べましたように一般会計からの繰入金と三多摩二十六市の平均額にすれば九千三百万円となります。五十七年度にこの額を繰り入れていけば税率改正をしなくてもよかったということはこの決算書を見ましてもはっきりしています。五十七年度の繰入金六千二百万円は二十六市中、下から八番目ということです。

私は、これまでも保険税の九・四%の値上げをしないうで一般会計からの繰入金で賄い、市民生活を守るべきであると主張してまいりました。来年度は市民の約三三%の人々が加入しております。国保に対してせめて繰入金を三多摩二十六市平均額を予算に組んでいただき、国保会計の健

全財政の確保と市民の健康維持ができる行政を進めていただくよう強く要望いたします。私の反対討論といたします。

○議長(田村市郎君)

次に賛成者八番石川 保君。

(八番 石川 保君登壇)

○八番(石川 保君) 議案第ハ十八号昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。国民健康保険は被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより医療費の増加を続けております。しかし、このような状況のもとで市民の健康と福祉の増進のために医療費の適正化対策、保険税の適正課税等、収納率の向上への努力がうかがえます。特に医療費の適正化対策でレセプト確認事務による効果額が年々上がっていること、保険税の収納率は全体としてやや低下したものの二十六市中、上位にあること。また、不納欠損においてはなお一層の努力を期待しますが、欠損額が年々低下していることなどの経営努力が見られます。

今後とも被保険者の健康に対する認識を高めるとともに、医療費に

応じた保険税を確保すること、並びに医療費の適正化対策と収納率向上に努力されることを希望し、ここに簡単であります。当決算の認定に賛成いたします。(拍手)

○議長(田村市郎君)

以上で討論を終わります。

これより議案第ハ十八号について起立により採決いたします。

本会本に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会本は委員長長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君)

起立多数であります。よって議案第ハ十八号は、委

員長の報告どおり認定されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十一議案第ハ十九号昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本会本については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から